

隠岐高校いじめ防止基本方針

令和7年10月

島根県立隠岐高等学校

隠岐高校いじめ防止基本方針

島根県立隠岐高等学校

1 はじめに

いじめは決して許される行為ではなく、いじめられている生徒がいる場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

いじめを防止するためには本校の教職員、PTA、地域が生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学校づくりを進めていかななくてはならない。

そこで本校は、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)及び島根県いじめ防止基本方針を参考に、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「隠岐高校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめの定義について、法では次のように定めている。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒の立場に立つて行うことが必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見ないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性にも着目し、いじめに該当するか判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは決して許されない」との認識
- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置や組織的な対応

(1) 組織の設置

いじめに関する未然防止等の取組みを検討・実施し、必要な情報を共有するために、校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、人権教育担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、該当担任等で構成された「いじめ防止対策委員会」を定期的に開催する。また、いじめを認知しその対策に関する措置を実効的に行うため、当該組織を必要に応じて開催する。

(2) 組織的な対応

いじめを発見した又は相談を受けた場合は、すみやかに「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、学校として組織的な対応につなげるため「いじめ防止対策委員会」を開催する。また、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保し、いじめからその生徒を守る。必要に応じて、「隠岐の島警察署少年補導職員、隠岐児童相談所職員、隠岐教育事務所生徒指導専任主事、スクールカウンセラー、関係小中学校教員」を構成員に加える。

4 いじめの防止

いじめは、「どの生徒にも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、より本質的でないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象として、いじめの未然防止の取組を行っていくことが重要である。学校における教育活動全体を通して、自己有用感、自己肯定感及び規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を身につけさせることが大切であり、そのために以下の取組を行う。

(1) いじめを許さない環境づくり

- ・未然防止にすべての教職員が取組んでいく
- ・生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築いた上で、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく
- ・定期的にアンケート調査を実施する

(2) 人権教育の充実

- ・人権意識に関するアンケート調査
- ・講演会の開催
- ・HR活動において人権に関する授業の実施

(3) 教育相談の充実

- ・担任による定期的な面談
- ・教育相談に関する啓発やスクールカウンセラーの活用
- ・相談窓口の設置と生徒・保護者への周知

(4) 学習活動の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める安全かつ健全な集団づくり
 - ・授業の準備を徹底させる
 - ・生徒が自発的、意欲的に取組む授業形態の工夫
- (5) ボランティア活動の充実
- ・ボランティア活動への積極的参加を促す
 - ・ボランティアの日（清掃活動等）の設定
 - ・ボランティア活動の情報提供
- (6) 情報教育の充実
- ・教科「情報」における情報モラル指導
 - ・外部講師（隠岐の島警察署など）の活用
 - ・ポスターやパンフレットによる情報モラルの啓発
- (7) 保護者、地域との連携
- ・法や隠岐高校いじめ防止基本方針の周知
 - ・公開授業等の保護者や地域への開かれた学校づくり
 - ・「いじめ防止対策委員会」の開催
- (8) 特に配慮が必要な生徒への対応
- 以下に掲げた例をはじめとして、児童生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童生徒について情報共有を行う。
- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - ・東日本大震災により被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に

対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

5 いじめの早期発見のための措置

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・いじめ事案への対処である。授業だけでなく休憩時間や放課後、特別活動や学校行事などにおいて日常的に生徒の些細な言動や行動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく早期に発見、事案対処をすることが大切である。

(1) いじめの積極的な認知

- ・面談などの教育相談（生徒、保護者）
- ・日常的な生徒観察における気づき
- ・人権に関するアンケートの実施と結果分析
- ・いじめに関するアンケート調査の実施と結果分析
- ・教職員間の生徒の様子に関する報告、連絡、相談

(2) 情報の収集と共有

- ・いじめの情報を得た場合の組織的な対応の徹底
- ・教育相談委員会の定期開催
- ・入学時、進級時の引継ぎにおける申し送り事項の確認

(3) 相談体制の充実

- ・相談窓口の設置と生徒・保護者への周知
- ・生徒が相談しやすい雰囲気づくり（保健室、職員室など）
- ・スクールカウンセラー来校日の周知
- ・「いじめ相談テレフォン」「24 時間子供 SOS ダイアル」等の相談機関の周知

6 いじめに対する措置

(1) いじめに対する組織的な対応及び指導

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめからその生徒を守ることが大切である。

いじめを行った生徒に対しては、事実を確認したうえで、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上のものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月が目安)継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まずいじめ防止対策委員会にすみやかに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、いじめを行った生徒やいじめを受けた生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく隠岐の島警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに隠岐の島警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。また、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)との人間関係を築くことが大事である。なお、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制として以下のことが考えられる。

- ・登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にする
- ・必要に応じて学校外の居場所、学びの場を紹介する
- ・状況に応じて、外部専門家や地域の関係団体、民間団体の協力も得る
- ・保護者と面談し、今後の対応について情報共有を行う

(4) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったと確認された場合、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめを行った生徒への指導にあたっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。また、当該生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう適切な教育的配慮を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。そのうえで、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- ・いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調する行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる。

7 インターネット上のいじめへの対応

生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(1) インターネット上のいじめの予防

- ・保護者への啓発（フィルタリング、家庭での生徒観察）
- ・情報教育の充実（教科「情報」における情報モラル教育の充実）
- ・警察や企業による講話

(2) インターネット上のいじめの早期発見

- ・関係機関との情報共有
- ・すべての教職員による注意深い生徒観察
- ・生徒面談や保護者面談を通じた情報収集

(3) インターネット上のいじめの対応

- ・インターネット上のいじめを把握した場合は、関係生徒に事情を聴き、事実を確認する
- ・インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるため、運営元や関係機関へ削除を依頼する
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめ等への対応については、インターネット・携帯電話関連事業所にも協力を求める
- ・必要に応じて松江地方法務局や隠岐の島警察署と適切な連携を図る
- ・今後の対処方法について、適切な対応方法を検討する

8 その他の留意事項

(1) 組織的な体制整備

- ・いじめの対応については、「いじめ防止対策委員会」を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。
- ・教職員の教育指導の在り方を学校全体で定期的に点検、反省し、教職員の人権意識を高めるよう校内研修などに取り組む。
- ・学校全体の雰囲気が、生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じられるような温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む。

(2) 校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題などに関する共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。

(3) 学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた生徒、その保護者やいじめを行った生徒、その保護者に適切に支援、指導、助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

9 重大事態への対応

＊『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（令和 6 年 8 月）に沿って対応する

（１）重大事態の定義

次の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は、法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」としてすみやかに対処する。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

②いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

③ 被害生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）は、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

（２）重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに県教育委員会に報告する。

（３）重大事態の調査組織の設置

重大事態が発生した場合の調査主体は原則として本校とする。県教育委員会と連携を図り、いじめ防止対策委員会を母体とした調査組織をすみやかに設置する。

ただし、以下に掲げる場合は、原則として調査主体を県教育委員会とする。

○重大事態が自死事案の場合（自死未遂の場合は、適切に判断する。）

○本校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと県教育委員会が判断する場合

（４）事実関係を明確にする調査の実施

重大事態の調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、

誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、生徒等から聴き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

①いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考えて行う
- ・質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行う
- ・いじめた生徒への指導をすみやかに行い、いじめをやめさせる
- ・いじめを受けた生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

②いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめを受けた生徒からの聴き取りができない場合、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

〈いじめを受けた生徒が自死した場合の対応の留意点〉

生徒の自死という事態が起こった場合の調査については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、以下の点に留意して自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- ・遺族に対して説明を尽くし、その要望・意見を十分聴き取って、できる限りの配慮を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても説明を尽くし、できる限りの配慮を行う。
- ・死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を実施する組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- ・できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や生徒の自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考とする。
- ・いじめを受けた生徒が自死を企図し未遂に終わった場合は、希死念慮（自死した

い、死にたいと思うこと)が強く残されることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められる。生徒の心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

(5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。質問紙等の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる生徒やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

(6) 調査結果の報告

調査結果は、県教育委員会へ報告する。なお、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添えることができる。

平成30年3月14日改訂

平成31年2月26日改訂

令和5年7月19日改訂

令和7年10月20日改訂

隠岐高校いじめ防止対策組織

【重大事態を含む】

